北海道告示第10558号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成29年11月7日までに北海道 胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年7月7日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

伊達舟岡商業施設

伊達市舟岡町236-1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 中道リース株式会社 代表取締役 関 寛 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の 氏名

(変更前)

小売業者名	代表者	針氏名		住所	
株式会社マックハウス	代表取締役	舟橋	浩司	東京都杉並区梅里1丁目7番7号	
株式会社サッポロ ドラッグストアー	代表取締役	富山	睦浩	札幌市北区太平3条1丁目2番18号	

(変更後)

小売業者名	代表者氏名			住所	変更し
					たもの
株式会社マックハウス	代表取締役	白土	孝	東京都杉並区梅里1丁目7番7号	(7)
株式会社サッポロ ドラッグストアー	代表取締役	富山	浩樹	札幌市北区太平3条1丁目2番18号	(1)

(4) 変更の年月日

上記(3)の(ア) 平成25年5月22日

上記(3)の(4) 平成27年5月14日

(5) 変更する理由

上記(3)の(ア) 代表者変更のため

上記(3)の(4) 代表者変更のため

2 届出年月日

平成29年6月27日

- 3 届出書等の縦覧
 - (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦管期間

平成29年7月7日(金)から同年11月7日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する 法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで